

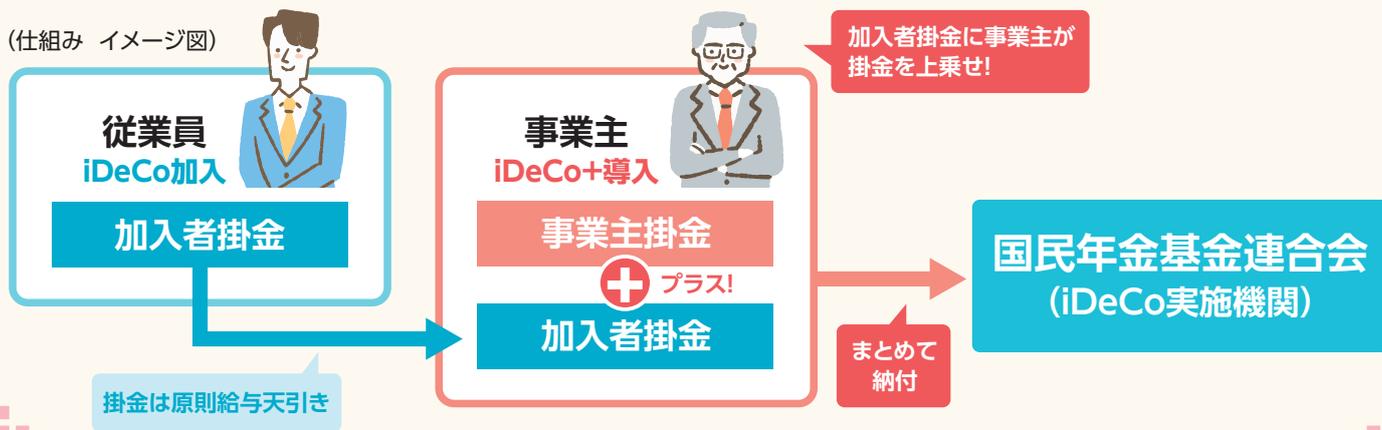
イデコプラス

iDeCo+ってなに?

iDeCo+とは?

iDeCo+ (中小事業主掛金納付制度)とは、企業年金(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金)を実施していない中小企業の従業員の老後をより豊かにすべく、従業員が加入するiDeCoの加入者掛金に、事業主が掛金を上乗せできる制度です。

(仕組み イメージ図)



うれしいメリット!

iDeCo+を導入すると労使双方に様々なメリットがあります!

従業員 iDeCo加入



・税制優遇措置

拠出した加入者掛金は、全額が所得控除の対象となります!

・ライフスタイルの変化も安心!

会社員から、専業主婦(夫)や自営業になった場合でも、引き続きiDeCoの加入者として掛金を拠出できるほか、転職した際にiDeCoの年金資産を他の年金制度に持ち運ぶことも可能です。

事業主 iDeCo+導入



・税制優遇措置

事業主掛金は全額が損金に算入されます。

・手続き簡単!

事業主が、運営管理機関と個別に契約を結ぶ必要はありません。また、制度を利用するにあたり事業主が負担する手数料はありません。

・iDeCo+で福利厚生が充実!

従業員の老後所得確保の支援は、福利厚生を充実させる重要な施策です。福利厚生の充実は、人材確保や長期勤続につながります。

留意事項

- ※iDeCo+を利用するには、iDeCoの加入者になる必要があり、iDeCo申込時および運用期間中は手数料がかかります。
- ※既にiDeCoに加入している方は、掛金の納付方法を事業主払込に変更する必要があります。また、加入者掛金と事業主掛金の合計額が上限を超える場合は加入者掛金の変更の手続きが必要となります。

- ※制度の導入にあたり、労使の協議や国民年金基金連合会への書類提出等、手続きが必要です。
- ※導入後は掛金納付等、事業主が行う事務手続きが生じます。



iDeCo+をもっと詳しく!

iDeCo+の概要は表のとおりです。従業員・事業主ともにしっかりと内容を理解し、労使合意の上、導入することが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 事業主の条件	<p>企業年金（企業型確定拠出年金・確定給付企業年金・厚生年金基金）を実施していないこと。</p> <p>また、従業員数（第1号厚生年金被保険者数）が300人以下であること。</p> <p>（同じ事業主が複数の事業所を経営している場合は、<u>全事業所の従業員の合計が300人以下である必要があります。</u>）</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 対象の従業員	<p>iDeCo+に加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者</p> <p>（<u>拠出対象者となる従業員の同意が必要となり、同意を得られない従業員については、加入の強制はできません。</u>）</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 労使合意	<p>iDeCo+を実施することについて労使合意（厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合または従業員の過半数を代表する者の同意）が必要となり、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 掛金額	<p>加入者掛金と事業主掛金の合計額が月額5,000円～23,000円（千円単位）となること。</p> <p>（加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。）</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 掛金納付方法	<p>事業主が、加入者掛金と事業主掛金をとりまとめて納付します。</p>

掛金が
いくらだったか
あらためて
確認してみよう!



iDeCo+を導入したい

事業主は制度導入の手続きが完了したら、必要書類を国民年金基金連合会に提出することになります。導入の詳しい手続きについては、ろうきんiDeCoスペシャルサイトをご確認ください。

ろうきんiDeCoスペシャルサイト
<https://rokin-ideco.com/index.html>

